

茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市国民健康保険料の口座振替制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(取扱金融機関)

第2 取扱金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち、茨木市国民健康保険料の口座振替に関する契約を締結している金融機関（以下「金融機関」という。）とする。

(指定預金口座)

第3 口座振替をすることができる預金は、普通預金、当座預金又は納税準備預金のうち納付者が指定した1口座とする。

第4 口座振替の方法で納付できる者は、金融機関に口座を有する者で、当該金融機関の承認を得たものとする。

(口座振替依頼書による申込手続)

第5 口座振替を希望する納付義務者（以下「納付者」という。）は、茨木市国民健康保険料口座振替依頼書・自動払込利用申込書（兼解約（廃止）届）（様式第1号A・B・C・D。以下それぞれ「依頼書（A）・（B）・（C）・（D）」という。）を金融機関又は茨木市保険年金課のいずれかへ提出しなければならない。

2 金融機関は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項及び当該納付者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（A）は金融機関で保管し、依頼書（B）には承認印を押印のうえ、依頼書（B）及び依頼書（C）を茨木市保険年金課へ送付し、依頼書（D）を、納付者へ交付する。

3 茨木市保険年金課は、金融機関から依頼書（B）及び依頼書（C）の送付を受けたときは、記載事項を確認し、受付印を押印の上、口座振替開始年月を記入して依頼書（B）を保管する。この場合において、納付者へは、依頼書（C）を送付する。

4 茨木市保険年金課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付して依頼書（A）・（B）・（C）を金融機関へ送付し、依頼書（D）を納付者に交付する。

5 金融機関は、茨木市保険年金課から依頼書（A）・（B）・（C）の送付を受けたときは、当該納付者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付して、依頼書（A）は、金融機関で保管し、依頼書（B）には承認印を押印の上、依頼書（B）及び（C）を茨木市保険年金課へ送付する。

6 第3項の規定は、茨木市保険年金課が依頼書の提出を受け、金融機関から依頼書（B）及び（C）が送付されたときについて準用する。

(ペイジー口座振替受付サービスによる申込手続)

第5の2 第5第1項の規定にかかわらず、口座振替を希望する納付者は、国民健康保険料について、マルチペイメントネットワークを利用した口座振替受付サービス（以下「ペイジー口座振替受付サービス」という。）による口座振替の申込を

することができる。

- 2 当該サービスを利用した口座振替の申込みができる取扱金融機関は、第2に規定する金融機関のうち、市長が指定する金融機関（以下「ペイジー取扱金融機関」という。）とする。
- 3 当該サービスによる口座振替の申込みを希望する納付者は、ペイジー口座振替利用申込票（様式第2号）を茨木市保険年金課に提出しなければならない。
- 4 茨木市保険年金課は、前項の申込票が提出されたときは、記載内容に基づきペイジー口座振替受付サービス受付端末機（以下「受付端末機」という。）に必要事項を入力し、入力内容を口座名義人に確認させた後、キャッシュカード（磁気ストライプを有するものに限る。）を受付端末機のカードリーダーに読み取らせ、口座名義人に暗証番号を入力させる。
- 5 茨木市保険年金課は、前項の規定により入力された情報をペイジー取扱金融機関に送信するものとする。
- 6 茨木市保険年金課は、前項の規定により送信された結果に基づき、口座振替が承認されたときは、第3項の申込票を保管するとともに、申込票のコピーを納付者へ交付し、口座振替が承認されなかったときは、納付義務者にその旨を通知する。（口座振替請求データの送付等）

第6 茨木市保険年金課は、口座振替に必要な情報を市が委託する事業者（以下「伝送処理委託業者」という。）を介して金融機関との協議によって定める日までに電気通信回線を通して伝送する方式（以下「データ伝送方式」という。）により行うものとする。

- 2 茨木市保険年金課は、口座振替請求データを作成し、伝送処理委託業者へ茨木市国民健康保険料口座振替請求データ送付連絡票（様式第3号）とともに、6営業日前までに送信するものとする。
- 3 伝送処理委託業者は、前項の規定により市が送信した口座振替請求データを受信したときは、金融機関別の口座振替請求データを請求し、金融機関へ口座振替連絡票とともに、4営業日前までに送信するものとする。
- 4 伝送処理委託業者及び金融機関は、口座振替請求データの内容を変更してはならない。ただし、市から茨木市国民健康保険料口座振替請求停止通知書（様式第4号。第9において「停止通知書」という。）の送付があった場合は、この限りでない。
- 5 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、茨木市保険年金課、伝送処理委託業者又は金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて行うものとする。

（振替日）

第7 振替日は、国民健康保険料の当該納期限に該当する日とする。ただし、振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

（振替納付手続）

第8 金融機関は、口座振替請求データに基づき、振替日に指定預金口座から振替処理を行い、茨木市の指定する口座に入金するものとする。

- 2 金融機関は、振替処理の手続き完了後、茨木市国民健康保険料口座振替済報告書

(様式第5号)をとりまとめ店、茨木市指定金融機関を経由して、茨木市会計管理者に送付するものとする。

- 3 金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市国民健康保険料口座済報告書兼手数料請求書(様式第6号。第14において「報告書兼請求書」という。)を茨木市保険年金課に提出するものとする。

(口座振替の一時停止)

第9 茨木市保険年金課は、口座振替請求データを伝送処理委託業者を介して金融機関に送信した後、3営業日前までに納税者から口座振替による国民健康保険料の納付が一時的に困難である旨の申出があるときは、停止通知書を当該金融機関に送付する。

(口座振替結果データの送付及び収納済通知書の送付)

第10 金融機関は、振替納付手続の完了後、口座振替結果データを作成し、振替日の2営業日以内に伝送処理委託業者へ送信する。

- 2 伝送処理委託業者は、金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替後3営業日以内に送信するものとする。

- 3 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、第6第5項の規定を準用する。

4 茨木市保険年金課は、国民健康保険料を口座振替により収納したときは、納付者に納入済額通知書(様式第7号)を送付するものとする。

(振替不能の取扱い)

第11 金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、振替不能の理由を茨木市保険年金課に通知する。

- 2 茨木市保険年金課は、口座振替が不能となった場合、直接納付義務者へ督促状(様式8号)で督促する。

(変更手続等)

第12 口座振替を依頼した納付者は、変更をするときは、第5第1項又は第5の2第1項の規定に準じ、その手続を行わなければならない。

2 第5第2項から第6項まで及び第5の2第2項から第6項までの規定は、口座振替の変更について準用する。

- 3 口座振替の変更は、依頼書(B)及び依頼書(C)が茨木市保険年金課に到着したもの又はペイジー口座振替受付サービスによる申込手続が完了しているものについて、納付者が希望した時期から変更するものとする。ただし、納付者が希望した時期から変更をすることが事務手続上困難であると認められるときは、次に到来する時期から変更するものとする。

(解約手続等)

第12の2 口座振替を依頼した納付者は、解約をするときは、依頼書(A)・

(B)・(C)・(D)を金融機関又は茨木市保険年金課のいずれかへ提出しなければならない。

- 2 第5第2項から第6項までの規定は、口座振替の解約について準用する。

3 口座振替の解約は、依頼書（B）及び依頼書（C）が茨木市保険年金課に到着したものについて、納付者が希望した時期から解約するものとする。ただし、納付者が希望した時期から解約することが事務手続上困難であると認められるときは、次に到来する時期から解約するものとする。

（資格喪失者等の取扱い）

第13 資格喪失等の理由により口座振替による納付の必要がなくなった場合は、口座振替請求データを金融機関に送信しないものとする。

（取扱手数料の請求）

第14 口座振替収納の取扱手数料は、金融機関と協議の上、茨木市において負担するものとし、金融機関から送付される報告書兼請求書に基づき支払うものとする。

（株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替）

第15 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替については、この要項の規定中「金融機関」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込」と、「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」、「当座預金」及び「納税準備預金」とあるのは「通常貯金」とする。

（保険料の納付方法）

第16 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の3第1項に規定する普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替による納付を基本とする。ただし、口座振替による納付ができない場合は、納付書による納付又はその他の方法によることとする。

（機密保護の義務）

第17 茨木市保険年金課は、口座振替による国民健康保険料の収納事務に係る情報を金融機関に引き渡す場合は、茨木市個人情報保護条例（平成18年茨木市条例36号）の規定に基づき、当該口座振替の事務を執行するために必要であり、かつ最小限のものに限定するものとする。

2 金融機関及び伝送委託業者は、口座振替の事務に関し、知り得た個人情報の秘密保持、目的外利用及び外部提供の禁止、事故発生時における報告義務を厳守するものとする。

（その他）

第18 この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の

調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱による平成17年度茨木市国民健康保険料第12期分の口座振替については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月17日から実施する。
(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱による令和3年度茨木市国民健康保険料第6期分の口座振替については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月4日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市国民健康保険料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号B

(様式第1号B)

茨木市長
(申込先) 茨木市水道事業
管理者

茨木市 国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
介護保険料

市 税 保育所等利用者負担額
学童保育室利用料
水道料金・下水道使用料

口座振替納付依頼書
(兼解約(廃止)届)
自動払込受付通知書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承諾のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。

| | | | | |
|------------------------------------|------|---------------------|-----|-------|
| 納納保水 税付道 義義護使 務務用者 者者者 | 住所 | (〒 -) | 申込日 | 年 月 日 |
| | フリガナ | | 電話 | |
| | 氏名 | (明・大・昭・平・西暦 年 月 日生) | | |

| 区分 | 種 目 | 主体番号 | 振替(払込)方法 | 振替(払込)開始(廃止)時期 |
|------|-----------------------|--|----------|-----------------------------|
| ① 新規 | ④ 軽自動車税 | | 1 | 年度から |
| | ⑤ 固定・都計税 | | 1・2 | 年度 期分から |
| | ① 市・府・民税 | | 1・2 | 年度 期分から |
| ② 解約 | ○ 国民健康保険料 | 被保険者番号 茨国 | 全期・期別 | 担当課から後日通知します |
| | ○ 後期高齢者医療保険料 | 被保険者番号 | 期別 | 担当課から後日通知します |
| | ○ 介護保険料 (65歳以上のかた) | 被保険者番号 0 0 0 | 毎月払い | 担当課から後日通知します |
| | ○ 保育所等 利用者負担額 | ・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立幼稚園・公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。 | 毎月払い | 担当課から後日通知します |
| | ○ 学童保育室利用料 | 基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。 | 毎月払い | 担当課から後日通知します |
| | ○ 水道料金 下水道使用料 | 使用者番号 | | 振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。 |

| | | | | | | |
|---------------|--------------|--------|-------|---------|----------------|----------------|
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 銀行 | 本店 | 種別 | 種目コード | 契約種別コード | 払込先口座番号 |
| | 信金・信組 | 支店 | 市税 | | 35 | 00960-2-960146 |
| | 労金・農協 | 支所 | 国保 | | 28 | 00990-8-960539 |
| | | 出張所 | 後期 | 166 | 28 | 00960-6-960706 |
| 金融機関コード | 支店コード | 介護 | (176) | 28 | 00920-8-960581 | |
| 預金の種類 | 口座番号(右つめて記入) | 保育 | | 30 | 00990-8-960335 | |
| 普通 ① | | 学童 | | 33 | 00990-6-960822 | |
| 当座 ② | | 振込先加入者 | | | 茨木市会計管理者 | |
| 納税準備 ③ | | 種別 | 種目コード | 契約種別コード | 茨木市水道事業管理者 | |
| | | 水道 | 166 | 22 | 00960-7-38785 | |
| | | 金融コード | | 通帳記号 | 通帳番号(右つめて記入) | |
| | | 9900 | 1 | 0 | | |

| | | | |
|-------|-----|----------------------|------|
| フリガナ | 届出印 | 納税義務者等との関係 | 電話番号 |
| 口座名義人 | | 本人・配偶者・子 親・その他() | |

当店に上記預金(貯金)口座名義人の預金(貯金)があることを確認し、本書を承認しました。

年 月 日

取扱金融機関

承認印

| | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|------|----|-----|
| 市税 | 国保 | 後期 | 介護 | 保育 | 学童 | 日付印 |
| 水道 | 通知日 | 入力日 | 確認印 | 整理番号 | | |

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。(金融機関→茨木市保管)

様式第1号C

(様式第1号C)

茨木市 国民健康保険料 介護保険料 口座振替・自動払込
後期高齢者医療保険料 納付について

さきに、あなたから申し出のありました口座振替・自動払込による納付は、下記のとおり取扱いすることになりましたので通知します。

| | | | | |
|-------|----|--------|-----|-------|
| 納付義務者 | 住所 | (〒 -) | 申込日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | フリガナ | 電話 | |

口座振替・自動払込の振替日

| | | | | | |
|----|---|---|---|---------------------|---|
| 区分 | <p>【国民健康保険料】 全期前納の場合は6月末日。期別納付の場合は当該納付月の末日。 ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。</p> <p>【後期高齢者医療保険料】 当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。</p> <p>【介護保険料】 当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。</p> | 振替(払込)方法 (振替開始時期) | | | |
| | ① 新規 | <input type="radio"/> 国民健康保険料 <input type="radio"/> 後期高齢者医療保険料 <input type="radio"/> 介護保険料 (65歳以上のかた) | 被保険者番号 次国 被保険者番号 被保険者番号 0 0 0 | 全期・期別 期別 毎月払い | 全期：年度分から毎年度6月振替 期別：年 月 (第 期分) から 年度 期分から (初回振替日：年 月 日) 年度 期分から (初回振替日：年 月 日) |
| | ② 解約 | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------|------------------------|-----------------------|----------------------|-------|---------|----------------|
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 銀行 信金・信組 労金・農協 | 本店 支店 支所 出張所 | 種別 | 種目コード | 契約種別コード | 払込先口座番号 |
| | 金融機関コード | 支店コード | 市税 | | 35 | 00960-2-960146 |
| | 預金の種類 | 口座番号(右づめで記入) | 国保 | | 28 | 00990-8-960539 |
| | 普通 ① 当座 ② 納税準備 ③ | | 後期 | 166 | 28 | 00960-6-960706 |
| ゆうちょ銀行 | | | 介護 | (176) | 28 | 00920-8-960581 |
| | | | 保育 | | 30 | 00990-8-960335 |
| | | | 学童 | | 33 | 00990-6-960822 |
| | | | 振込先加入者 | | | 茨木市会計管理者 |
| | | | 種別 | 種目コード | 契約種別コード | 茨木市水道事業管理者 |
| | | | 水道 | 166 | 22 | 00960-7-38785 |
| | | | 金融コード | 通帳記号 | | 通帳番号(右づめで記入) |
| | | | 9900 | 1 | 0 | |
| フリガナ | | | 納税義務者等との関係 | | 電話番号 | |
| 口座名義人 | | | 本人・配偶者・子 親・その他() | | | |

- ※ 年度第 期までの保険料につきましては、納付書で納めてください。すでに納付済みの場合は行き違いですので、ご了承ください。
- ※ 複数の種目を同時に申し込まれた場合、整理の都合上、市税・各保険料・保育所等利用者負担額・学童保育室利用料・水道料金・下水道使用料によって開始時期が異なる場合があります。お手数ですが、各担当課からの通知を確認してください。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。 (金融機関→茨木市→ご本人)

様式第1号D

(様式第1号D)

取扱金融機関
ゆうちょ銀行 御中

茨木市

市 国民健康保険料
後期高齢者医療保険料
介護保険料

税 保育所等利用者負担額
学童保育室利用料
水道料金・下水道使用料

口座振替納付依頼書
(兼 解約(廃止)届)
自動払込利用申込書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

| | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------------|
| 納税義務者 水道利用者 介護利用者 義務者 | 住所 (〒) | 申込日 年 月 日 |
| | フリガナ 氏名 (明・大・昭・平・西暦 年 月 日生) | 電話 |

| 区分 | 種目 | 主体番号 | 振替(払込)方法 | 振替(払込)開始(廃止)時期 |
|------|---|--|-----------------------------|----------------|
| ① 新規 | <input type="radio"/> 軽自動車税 | | 全期 | 年度から |
| | <input type="radio"/> 固定・都計税 | | 全期・期別 | 年度 期分から |
| | <input type="radio"/> 市・府民税 | | 全期・期別 | 年度 期分から |
| ② 解約 | <input type="radio"/> 国民健康保険料 | 被保険者番号 次国 | 全期・期別 | 担当課から後日通知します |
| | <input type="radio"/> 後期高齢者医療保険料 | 被保険者番号 | 期別 | 担当課から後日通知します |
| | <input type="radio"/> 介護保険料 (65歳以上のかた) | 被保険者番号 0 0 0 | 毎月払い | 担当課から後日通知します |
| | <input type="radio"/> 保育所等 利用者負担額 | ・公立教育・保育施設の利用者負担額(公立幼稚園・公立認定こども園を除く)及び延長保育料、主食費用・副食費用、給食費用、おやつ代等の合計額 ・私立保育所の利用者負担額 上記の内容が、下記の口座から振替されます。 | 毎月払い | 担当課から後日通知します |
| | <input type="radio"/> 学童保育室利用料 | 基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。 | 毎月払い | 担当課から後日通知します |
| | <input type="radio"/> 水道料金 下水道使用料 | 使用者番号 | 振替指定日は検計日を基準として市が指定する日とします。 | |

| | | | | | | |
|---------------|----------------------|-----------------------|--------------|-------|----------------|----------------|
| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 銀行 信金・信組 労金・農協 | 本店 支店 支所 出張所 | 種別 | 種目コード | 契約種別コード | 払込先口座番号 |
| | 金融機関コード | 支店コード | 市税 | | 35 | 00960-2-960146 |
| | 預金の種類 | 口座番号(右つめて記入) | 国保 | 166 | 28 | 00990-8-960539 |
| | 普通 ① | 当座 ② | 納税準備 ③ | 後期 | 28 | 00960-6-960706 |
| | | | 介護 | 28 | 00920-8-960581 | |
| | | | 保育 | 30 | 00990-8-960335 | |
| | | | 学童 | 33 | 00990-6-960822 | |
| | | | 振込先加入者 | | 茨木市会計管理者 | |
| | | | 水道 | | 茨木市水道事業管理者 | |
| | | | 通帳記号 | | 00960-7-38785 | |
| | | | 通帳番号(右つめて記入) | | | |
| | | | 9900 | 1 | 0 | の |

| | | |
|-------|----------------------|------|
| フリガナ | 納税義務者等との関係 | 電話番号 |
| 口座名義人 | 本人・配偶者・子 親・その他() | |

市・金融機関受付日

年 月 日

日付印

市・取扱金融機関 使用欄

裏面の約定事項(ゆうちょ銀行を除く)をご確認ください。
※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(ご本人保管)

ペイジー口座振替利用申込票

| |
|-------------|
| 申込年月日 |
| 年 月 日 |

（あて先）茨木市長

1 納付義務者

| | | |
|------|--|------|
| 住所 | | |
| フリガナ | | 電話番号 |
| 氏名 | | |

2 口座名義人 上記の納付義務者と同じ

※ 上記の納付義務者と異なる場合は、下欄をご記入ください。

| | | |
|------|--|------|
| 住所 | | |
| フリガナ | | 電話番号 |
| 氏名 | | |

3 振替科目

| 科目 | 被保険者番号 | 振替（払込）方法 | 口座振替開始時期 |
|---------|--------|----------|-----------|
| 国民健康保険料 | | 全期・期別 | 年 期分より |

口座振替をペイジー口座振替利用申込で申込を行いました。

| |
|------|
| 市受付印 |
| |

申込者名： _____

茨木市国民健康保険料口座振替請求データ送付連絡票

年 月 日

_____様

茨木市健康医療部保険年金課

下記のとおり国民健康保険料口座振替請求データを送付します。

| | |
|-----|-------|
| 振替日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

| 税目 | 茨木市国民健康保険料 | 合計 |
|------|------------|----|
| 振替請求 | | 件 |
| | | 円 |

茨木市国民健康保険料口座振替請求停止通知書

_____様

茨木市健康医療部保険年金課

下記の納付義務者について、口座振替の停止を依頼します。

| 金融機関コード | | | | | | 振替日 | 年 月 日 | |
|---------|-----|-------------|---------|--|---------|----------|-------|----|
| 支店 | | 指 定 預 金 口 座 | | | 金 額 (円) | 取扱を停止する者 | | 理由 |
| コード | 名 称 | 種 別 | 口 座 番 号 | | | 被保険者番号 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

預金種別コード 1. 普通 2. 当座 3. 納税準備 理由コード 1. 市の都合 2. 本人の都合

茨木市国民健康保険料 口座振替 自動払込 済報告書

年 月 日

茨木市会計管理者

取りまとめ店
所 在 地
(金融機関)
店 名
支 店 名

店
印



茨木市国民健康保険料 口座振替 自動払込 納付の振替日における収納状況を下記のとおり報告します。

| | | 振替日 | 年 月 日 |
|---------------------|---------------------|-----|-------|
| 納 付 の 種 類 | 茨 木 市 国 民 健 康 保 険 料 | | |
| | | | |
| 振替(払込)依頼 (A) | | | 件 |
| | | | 円 |
| 振替(払込)不能 (B) | | | 件 |
| | | | 円 |
| 振替(払込) 済 (A)-(B) | | | 件 |
| | | | 円 |
| 振替(払込)手数料 | | | 件 |
| | | | 円 |

(取りまとめ店→指定金融機関→市会計室)

会 計 室 保 管

茨木市国民健康保険料 ^{口座振替} _{自動払込} 済報告書兼手数料請求書

(提出先)

年 月 日

茨 木 市 長

取りまとめ店
所 在 地
(金融機関)
店 名
支 店 長 名



茨木市国民健康保険料 ^{口座振替} _{自動払込} 納付の振替日における収納状況を下記のとおり報告します。

なお、兼ねて口座振替取扱手数料等を請求致します。

| | | 振 替 日 | 年 月 日 |
|--------------------------|--|---------------------|-------|
| | | 茨 木 市 国 民 健 康 保 険 料 | |
| 納 付 の 種 別 | | | |
| 振 替 (払 込) 依 頼 (A) | | | 件 |
| | | | 円 |
| 振 替 (払 込) 不 能 (B) | | | 件 |
| | | | 円 |
| 振 替 (払 込) 済 (A)-(B) | | | 件 |
| | | | 円 |
| 振 替 (払 込) 手 数 料 | | | 件 |
| | | | 円 |

(取りまとめ店→赤保険年金課)

保 険 年 金 課 保 管

郵便はがき



国民健康保険納付済額通知書

(令和 年 月 日から 月 日まで納付した金額)

| 国民健康保険料 | 普通徴収 | 特別徴収 |
|-----------|------|------|
| 年度 以前分 | 円 | 円 |
| 令和 年度分 | 円 | 円 |
| 合 計 | 円 | 円 |

繰展

納入済額通知書



茨木市

部 保険年金課

〒567-8508 茨木市御積三丁目8番13号
電話 (072) 622-4333 (代通)
(072) 620-1831 (直通)

住所

氏名

あなたがお納付した金額について上記のとおり通知します。

茨木市健康年金課

<ご注意>

※この通知書は確定申告又は住民税申告の際に、社会保険料控除の申請書としてご利用いただくものです。

※この通知書の納入期間は、令和 年 月 1 日～12月31日に納入された金額の合計額であり、年間の納付額を証明するものではありません。

※注記納入額は、国民健康保険料の本体のみの金額であり、管理手数料、延滞金は含まれません。

※この通知書は、国民健康保険加入者自身の保険料を計算した金額を通知しております。

※超過以上納付済みで、国民健康保険加入者の方の介護保険料は、国民健康保険料の中に含まれています。

※年金からの引き落とし(特別徴収)で納付がある場合は、年金の保険料控除にも納付額が記載されていますので、重複して計上しないようにご注意ください。

※茨木市から転出入されている場合は、この通知書の有効性がありません。

ここからはがしてください。



重要

茨木市保険年金課

〒567-8505
 大阪府茨木市駅前三丁目 8 番13号
 (072) 622 - 8121 (代表)
 (072) 620 - 1631 (直通)
 茨木市納付コールセンター
 (072) 665 - 5222

電話

この部分から矢印方向にゆっくりにはがして中をください。
 (裏面も同様)に右下よりはがしてご覧ください。

大阪府茨木市 自身体コード272116 | 口座番号 00990-8-960539 | 加入者名 茨木市会計管理者

納入済通知書

ID: | 賦課 科目 対象: | 通知書番号 期: | 納付額 督促手数料

延滞金 納付区分: C/D

口座番号 00990-8-960539 | 加入者名 茨木市会計管理者

納付書

賦課年度 対象年度 通知書番号 期 別

保険料額 督促手数料 延滞金 合計納付額

指定期日

本書のとおり納付します。

領収日付印

(あて先) 茨木市長
 大阪府 茨木市 272116

収納代行会社: 株式会社NTTデータ (金融機関/CVS本部保証)

口座番号 00990-8-960539 | 加入者名 茨木市会計管理者

領収証書

下記の金額が未納となっておりますので、この督促状により指定期日までにお支払いください。なお、この督促状を受け取られる前に納付済の場合は、引き渡さないものとさせていただきます。

茨木市長

賦課年度 対象年度 通知書番号 期 別

保険料額 督促手数料 延滞金 合計納付額

指定期日

上記のとおり領収しました。
 茨木市社会福祉課

領収日付印

(収入印紙不要)

大阪府 茨木市 272116

収納代行会社: 株式会社NTTデータ (納付者保証)

| | | |
|-------|-------|---|
| 指定期日 | 合計納付額 | 円 |
| 賦課年度 | 延滞金 | 円 |
| 対象年度 | 督促手数料 | 円 |
| 通知書番号 | 延滞金 | 円 |
| 期 別 | 合計 | 円 |
| 保険料額 | | 円 |

CVS 収納用

※バーコード印字のないもの納付額が30万円を超えるものや金額を訂正したもの、バーコードが読み取り出されないものはコンビニエンスストアでは納付できません。
 ※この納付書は直接機械で処理しますので、汚しより折り曲げたりしないでください。

本書のとおり納付につき、通知します。
 (あて先) 茨木市長

取りまとめ 金融機関 大阪府金事務センター
 〒539-8794 大阪府金事務所

収納代行会社: 株式会社NTTデータ (茨木市・CVS本部保証)

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 賦課年度 | 対象年度 | 通知書番号 | 期 別 |
| 保険料額 | 督促手数料 | 延滞金 | 合計納付額 |
| 指定期日 | | | |

本書のとおり納付します。

領収日付印

(あて先) 茨木市長
 大阪府 茨木市 272116

収納代行会社: 株式会社NTTデータ (金融機関/CVS本部保証)

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 賦課年度 | 対象年度 | 通知書番号 | 期 別 |
| 保険料額 | 督促手数料 | 延滞金 | 合計納付額 |
| 指定期日 | | | |

上記のとおり領収しました。
 茨木市社会福祉課

領収日付印

(収入印紙不要)

大阪府 茨木市 272116

収納代行会社: 株式会社NTTデータ (納付者保証)